

ランニング福岡クラブ 会則

1. 会員の責任；会員は各自体調管理に留意し、自己責任のもとでイベントに参加する。
万一、クラブの活動中に事故・けが・病気等がおきても、クラブに責任を求めない。
2. 会員の種類；通常の会員である「正会員」と、クラブの活動に参加できなくなった「正会員」が会員として継続を希望する場合、「特別会員」とする。
3. 会費について（年度は4月～翌年3月末）
 - A) 年会費：一般会員・・・2,000円 但し、学生（留学生・専門学校生を含む）・・・1,500円
夫婦で加入・・・3,000円（二名分） 特別会員・・・無料
 - B) 年会費納入時期；4月の総会の場、もしくは5月末までに指定口座へ振込
 - C) 新入会員・・・4月～9月末に入会する場合は、入会金2,000円とし、その年度の年会費に充当する。
また、10月～翌年3月末に入会する場合は、入会金1,000円（学生は500円）に減額する
入会希望者は、最初の例会参加は「お試し」とし、例会等2回目の参加時に入会申込書を提出し、入会金を納入することで会員となる。
 - D) 会費の支出；会費は下記の項目に支出する
 - ①総会・役員会の事務費用 ②例会ロングラン時の伴走車供出（3,000円/回）
 - ③合宿時に相乗りの車供出への補助（ガソリン代・高速代は、同乗者で負担）
（1回当りの補助の総額は、参加者数×2,000円で計算し、総額3万円を上限とし、車提供者に配分する）
 - ④ホームページ維持・管理费用 ⑤その他クラブ役員で必要と認めたイベント・費用
4. 役員および担当について
 - A) 役員および担当の構成
 - ①会長 ②副会長 ③会計 ④会計監査 ⑤広報（ホームページ）担当 ⑥合宿担当
 注）各月の例会担当は、各会員の当番制（持ち回り）とする
 - B) 承認および任期
総会で承認する。任期は原則2年（再任も可）
役員が任期途中で、その役を担当できない事態が生じた際には、役員間で協議し、代行等を置く
5. 会則の改定；総会にて会員の過半数（委任状や書面も可）の賛成をもって可決する。賛成反対同数の場合は会長に一任する。

上記会則に同意し、入会を申し込みます。

____年 ____月 ____日

会員種別（希望する方を囲む）： 一般会員 特別会員

氏名（ふりがな）： _____（ _____ ）

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

生年月日： ____年 ____月 ____日 血液型： _____

緊急連絡先：（名前） _____（電話番号） _____